

令和7年度

高 知 県 の 監 査

～令和7年度監査結果等のまとめ～

令和8年3月

高 知 県 監 査 委 員

目 次

1	定期監査	1
2	財政的援助団体等の監査	6
3	行政監査	8
4	住民監査請求に基づく監査	9
5	決算審査	9
	(1) 歳入歳出決算審査	9
	(2) 公営企業会計決算審査	10
6	基金運用審査	12
7	健全化判断比率及び資金不足比率審査	12
8	例月出納検査	13
9	内部統制評価報告書の審査	13
10	参考	14
	(1) 令和7年度監査委員	14
	(2) 過去3年間の状況	14

1 定期監査

(1) 対象機関

本庁106機関、出先機関121機関、合計227機関に対して、財務に関する事務の執行が適切か、効果的に行われているかなどの視点から監査を実施した。

委員監査 実地監査：191機関
書面監査：36機関

(2) 委員監査の実施期間

出先機関 令和7年6月3日～令和8年1月27日
本庁 令和7年7月23日～8月29日

(3) 監査の結果

監査を実施した227機関のうち、是正又は改善を要する事務として指摘事項等が認められた実施機関は、本庁51機関、出先機関50機関の計101機関であった。その他の126機関では、指摘事項等に該当する事項がなく、おおむね適正に事務が行われているものと認められた。

指摘事項等の件数は、前年度の122件から169件に増加している。内訳としては、指摘事項が3件から14件に、注意事項は119件から155件に、それぞれ増加している。

ア 事務区分別（表1、表3）

指摘事項等の事務区分別の件数は、契約事務が55件（32.5%）と最も多く、次いで支出事務が53件（31.4%）、財産・物品等管理事務が19件（11.2%）となっている。

(ア) 本庁

指摘事項は8件で、主な内容は、「契約書の不備（押印漏れ、仕様書の添付漏れ等）」や「予定価格調書の不備（未作成、記載漏れ等）」などである。

注意事項は75件で、主な内容は、「経費支出伺の作成漏れ」、「通勤手当の支給の誤り」など支出事務が22件で、最も多かった。また、「個人情報等の取扱いに係る責任者等の報告漏れ」、「再委託の承諾漏れ」など契約事務が次いで20件となっている。

(イ) 出先機関

指摘事項は6件で、主な内容は、「収入調定漏れ」、「契約書への仕様書の添付漏れ」、「契約担当者の契約書への押印漏れ」などである。

注意事項は80件で、主な内容は、「支出命令日の誤り」、「通勤手当の支給の誤り」などの支出事務が31件と最も多く、次いで「予定価格調書における端数処理の誤り」、「請書の書式の誤り」など契約事務が22件となっている。

イ 部局別件数（表2）

部局別の件数では、教育委員会が27件と最も多く、次いで土木部が25件、子ども・福祉政策部及び林業振興・環境部が14件となっている。

(4) 重点項目

ア 工事監査

監査対象機関が実施する工事の中から土木工事及び建築等工事をそれぞれ選定し、次のとおり実施した。

※専門知識を有する団体に技術的事項の調査を委託し行った。

（委託先：協同組合総合技術士連合）

(ア) 工事監査の対象

区分	機関名	工事の名称
土木 工事	農業振興部幡多農業 振興センター	入野地区地域ため池総合整備昭和池堤体 改修工事
建築 等工 事	土木部建築課及び教 育委員会学校安全対 策課	山田特別支援学校北舎棟他長寿命化改修 主体工事 山田特別支援学校北舎棟他長寿命化改修 電気設備工事 山田特別支援学校北舎棟他長寿命化改修 機械設備工事

(イ) 監査の期間

令和7年7月10日から令和8年1月31日まで実施した。このうち、農業振興部幡多農業振興センターについては令和7年10月29日及び30日に、土木部建築課及び教育委員会学校安全対策課については同月22日及び23日に現地調査を実施した。

(ウ) 監査の結果

設計、積算、契約、施工管理等の各段階における技術的事項の実施状況について書類調査及び現地調査を行った結果、おおむね適正に行われていた。

現地調査の過程において提案のあった意見に留意され、今後とも工事に関する事務の執行及び施工に万全を期されたい。

イ 県単独補助金・委託料の執行について

本庁の各機関が実施する補助金及び委託料のうち、県の一般財源のみで実施されているもの（いわゆる「県単独事業」）について、事務手続が適正になされているかだけでなく、事業の執行が経済的、効率的かつ効果的に行われているかに

ついて、監査を行った。

監査対象は、補助金については補助事業者 1 件当たり100万円以上の交付を行ったもの（国庫補助事業の継足し補助、運営費補助、施設整備等に係る補助金を除く。）、委託料についてはその金額が50万円以上のもの（清掃業務等の定型的な委託業務や建設工事に関する委託業務を除く。）とし、各機関で該当する補助金・委託料それぞれ 1 件を抽出した。

全体として、補助金41件、委託料68件について監査を行った結果、おおむね適正に事業が執行されていた。

引き続き、経済的、効率的かつ効果的な事業の執行に努められたい。

表1 事務区分別改善を求める事項等

	事務区分	指摘事項	注意事項	小計	検討事項	計	構成比
本庁	共通		2	2		2	2.4%
	収入事務		9	9		9	10.8%
	支出事務		22	22		22	26.5%
	契約事務	8	20	28		28	33.7%
	補助金の交付に関する事務		3	3		3	3.6%
	財産・物品等管理事務		11	11		11	13.3%
	土木・建築工事に関する事務		8	8		8	9.6%
	令和7年度計	8	75	83		83	100.0%
令和6年度計	1	64	65		65		
出先機関	共通		4	4		4	4.7%
	収入事務	1	7	8		8	9.3%
	支出事務		31	31		31	36.0%
	契約事務	5	22	27		27	31.4%
	補助金の交付に関する事務						
	財産・物品等管理事務		8	8		8	9.3%
	土木・建築工事に関する事務		8	8		8	9.3%
	令和7年度計	6	80	86		86	100.0%
令和6年度計	2	55	57		57		
全体	共通		6	6		6	3.6%
	収入事務	1	16	17		17	10.1%
	支出事務		53	53		53	31.4%
	契約事務	13	42	55		55	32.5%
	補助金の交付に関する事務		3	3		3	1.8%
	財産・物品等管理事務		19	19		19	11.2%
	土木・建築工事に関する事務		16	16		16	9.5%
	令和7年度計	14	155	169		169	100.0%
令和6年度計	3	119	122		122		

備考 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の数値の合計は100.0にはならない。

表2 部局別改善を求める事項等

	部局別	機関数	指摘事項	注意事項	検討事項	計
知事部局	総合企画部	8		4		4
	総務部	14		9		9
	危機管理部	4		6		6
	健康政策部	14	1	10		11
	子ども・福祉政策部	14	1	13		14
	文化生活部	7		9		9
	産業振興推進部	6		6		6
	商工労働部	11	2	6		8
	観光振興スポーツ部	5		2		2
	農業振興部	21		11		11
	林業振興・環境部	16	1	13		14
	水産振興部	5	3			3
	土木部	19	1	24		25
	会計管理局	2		2		2
小計	146	9	115		124	
教育委員会	60	3	24		27	
公営企業局	4	2	9		11	
警察本部	13		6		6	
その他の機関	4		1		1	
令和7年度計	227	14	155		169	
令和6年度計	226	3	119		122	

表3 指摘事項等の概要

結果区分	事務区分	本庁		出先		件数計
		件数	主な内容	件数	主な内容	
指摘事項	収入事務			1	・収入調定漏れ	1
	契約事務	8	・契約書の不備（押印漏れ、仕様書の添付漏れ等） ・予定価格調書の不備（未作成、記載漏れ等）	5	・契約担当者の契約書への押印漏れ ・契約書への仕様書の添付漏れ	13
	件数計	8		6		14
注意事項	共通	2	・決裁の未実施	4	・支払証の亡失 ・収入調定書の亡失	6
	収入事務	9	・収入調定の遅延 ・収入調定額の誤り ・納期限の設定誤り	7	・使用料の誤徴収 ・収入調定額の誤り	16
	支出事務	22	・経費支出伺（変更を含む）の作成漏れ ・通勤手当の支給の誤り ・食糧費と旅費の調整漏れ	31	・支払証発行管理簿の押印誤り ・経費支出伺の変更の遅延 ・通勤手当の支給の誤り ・支出命令日の誤り	53
	契約事務	20	・個人情報等の取扱いに係る責任者等の報告漏れ ・再委託の承諾漏れ	22	・請書の書式の誤り ・予定価格調書における端数処理の誤り	42
	補助金の交付に関する事務	3	・検査の遅延 ・事業実績報告書の不備	0		3
	財産・物品等管理事務	11	・郵便切手類等出納簿の記載漏れ、押印漏れ ・物品の不用決定の手続漏れ	8	・郵便切手類等出納簿の記載漏れ ・公有財産の異動報告漏れ	19
	土木・建築工事に関する事務	8	・契約の保証期間延長の処理漏れ ・工事成績評定表の未作成	8	・工事成績評定の算定の誤り ・中間検査の未実施 ・検査命令権者の誤り	16
件数計	75		80		155	
検討事項	0		0		0	
件数計	0		0		0	

2 財政的援助団体等の監査

(1) 監査の対象団体及び実施期間

令和7年10月28日から令和8年1月23日までの間に、表4のとおり、出資団体8団体、指定管理者7団体（9施設）及び補助金等交付団体4団体の計14団体（再掲5団体を除く。）に対して監査を実施した。

(2) 監査の結果

14団体の出納その他の事務の執行について監査を実施した限り、重要な点において、当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。なお、是正又は改善を要する事務のうち指摘事項としたものは表5のとおりである。

表4 監査の実施団体

区分	団体名
出資団体	公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団
	高知県公立大学法人
	一般財団法人高知県地産外商公社
	公益財団法人高知県スポーツ協会
	こうち安芸メガソーラー株式会社
	こうち・さかわメガソーラー株式会社
	こうち・くろしお太陽光発電株式会社
	公益財団法人高知県牧野記念財団
指定管理者	入交グループ高知公園管理組合 (対象施設：高知公園)
	一般財団法人天狗荘 (対象施設：四国カルスト県立自然公園公園施設)
	株式会社双葉造園 (対象施設：室戸広域公園、池公園、室戸体育館)
	株式会社ヤ・シィ (対象施設：手結港海岸緑地公園)
	特定非営利活動法人たびびと (対象施設：塩見記念青少年プラザ)
	公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団（再掲） (対象施設：こうち男女共同参画センター)
	公益財団法人高知県牧野記念財団（再掲） (対象施設：牧野植物園)
補助金等交付団体	高知県商工会連合会
	高知県公立大学法人（再掲）
	一般財団法人高知県地産外商公社（再掲）
	公益財団法人高知県スポーツ協会（再掲）

(注) 監査の対象（対象団体等の総数）

- ・出資団体：県の出資率が25パーセント以上の団体（38団体）
- ・指定管理者：県が指定管理者として指定した団体（27団体、対象施設：41施設）
- ・補助金等交付団体：県が令和5年度に1件1千万円以上の交付をした団体

表5 是正又は改善を要する事項の概要

区 分	監 査 結 果
指摘事項	<p>○法令、条例、規則、通達及び通知等に違反するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小口現金の取扱い ・補助金交付事務の適正化

3 行政監査

令和7年度は、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査のテーマ

生産品の売払業務に関する事務について

(2) 監査の実施期間

令和7年6月5日から令和8年2月10日まで

(3) 監査の目的（テーマ選定理由）

県の試験研究機関や学校では、試験研究や実習等で生産した生産品を売り払って県の収入にしている。生産品の売払業務の中には、現金を取り扱う事務もあり、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）等に基づいた適正な取扱いが求められる。

また、生産品の売払業務においては、生産品の管理や売払価格の設定等を含む一連の事務について、3E（経済性・効率性・有効性）の観点からも、適切な執行が求められる。

そこで、生産品の売払いや管理状況等を監査することで、今後の適正かつ効率的な事務の確保に資することを目的として、監査を行う。

(4) 監査の結果

監査の結果、生産品の売払業務に関する事務について、おおむね適正に処理されていることが認められた。

しかしながら、一部の機関において次のとおり不適切な事務処理が見られた。

- ・ 高知県財産規則第93条第3項の規定に基づき生産品の引渡し後に売払代金を納付させる場合は、国債その他確実な担保を提供させ、利息を付することとされているが、そのような措置を行っている機関は見られなかった。
- ・ 生産物の販売において生徒に現金を受領させる際に、現金取扱員が同行していなかった。
- ・ 現金取扱員に任命されていない会計年度任用職員が金融機関への現金の払込みを行っていた。

(5) 主な意見

- ・ 高知県財産規則第95条の規定により、特に担保を提供させることが必要でないと認めるとき、又は利息を付することが適当でないと認めるときは、担保の提供を免除し、又は利息を付さないことができることから、適切な事務処理を行うよう求めた。
- ・ 「高知県生産品等事務取扱要領」の一部改正について」（平成31年4月1日付け31高会計第3号会計管理局长通知）においては、生産品の実習販売時の対応として、現金取扱員である教職員が売払担当職員として同行するよう示され

ていることから、適切な事務処理を行うよう求めた。

- ・ 高知県会計規則第35条第3項及び第5項の規定により、金融機関への現金の払込みを行うことができるのは出納員又は現金取扱員に限られていることから、適切な事務処理を行うよう求めた。

4 住民監査請求に基づく監査

令和7年度に受け付けた住民監査請求は2件で、うち1件を受理して監査をした結果、一部は請求人の主張に理由があると判断して容認し、残りの部分を主張に理由がないと判断して棄却した。もう1件は要件審査をした結果、適法な請求ではなかったため却下した。

	受付日	通知日	件名	監査結果
1	R 8. 1. 26	R 8. 2. 18	漁業協同組合に対する監督権限の行使に関する件	却下
2	R 8. 1. 28	R 8. 3. 26	業務が完了していない委託事業について虚偽の検査調書を作成したことにより県に損害を発生させたことに関する件	一部容認

5 決算審査

(1) 歳入歳出決算審査

令和6年度の一般会計と特別会計について審査を実施した限り、重要な点において、審査の対象となった決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であると認められたが、引き続き適正な執行を求めるため、次のとおり意見を付した。

ア 行財政運営

- ・ 行財政運営については、戦略的な人口減少対策の推進とともに、目指すべき3つの高知県像の実現に向け各種施策を着実に実行できるよう、全国知事会等とも連携しながら、国に対して積極的に政策提言を行うとともに、国の有利な財源の活用等により、引き続き安定的な財政運営を図られたい。
- ・ 自主財源比率が前年度に比べ増加しているものの、依然として低い水準にあることから、地方交付税などの財源確保に努められたい。また、財政の健全性を確保するため、事務事業のスクラップアンドビルドを徹底するとともに、デジタル技術の活用により業務の抜本的な効率化を図るなど、限られた予算を効率的かつ効果的に執行し、社会経済情勢の変化への対応がなされるよう努められたい。
- ・ 累積した県債残高は、財政構造の硬直化を招く要因となることから、引き続き、中長期的な財政健全化を見通した公債費の平準化を図ることを求める。
- ・ 安定的な財政運営に必要な地方交付税等の確保・充実が極めて重要であることから、今後とも必要な財源の確保に向けて、国に対し強く働きかけられたい。
今後の財政運営においては、引き続き、財政調整基金及び減債基金の取崩し

に頼らない持続可能な財政基盤の確立を図り、財政健全化に向けた取組を推進されたい。

イ 収入未済対策

- ・ 個人住民税については、引き続き、関係機関との連携を強化し、市町村への積極的な支援に努められたい。
- ・ 今後も引き続き納税者の利便性向上に資する取組を継続するとともに、納税方法や納期内納付について県民に周知し、滞納の未然防止に努められたい。
また、納税者の事業継続や生活維持に配慮しつつも、早期に滞納整理に着手するなど、税負担の公平性と歳入の確保に取り組まれたい。
- ・ 引き続き、債務者の生活状況や経営状況などの実態を把握し、債権の種類・性質などに応じ、法令に沿った適切な未収金の管理・回収に努められたい。
また、過年度に係る未収金の回収は非常に困難となっていることから、新規滞納の発生を抑制する取組に努めるとともに、職員では回収が困難な債権については、弁護士委託の活用等により効率的な債権回収に努められたい。
なお、やむを得ず不納欠損処分を行う場合は、滞納者の資力調査等の徹底を図るなど、負担の公平性・公正性の確保に努められたい。

ウ 事務執行

- ・ 会計事務に係る研修や支出時の審査等において、適正な会計事務の執行に向けた取組を行っているところであるが、依然として会計事務に関する知識不足や決裁過程でのチェックが不十分であったことによる不適切な会計事務が全庁的に見られることから、法令の規定に沿った適正な会計事務に努められたい。
また、現在進められている財務会計システムの再構築に当たっては、会計事務の負担軽減や正確性の向上につながるようなシステムの構築に努められたい。

(2) 公営企業会計決算審査

令和6年度の高知県流域下水道事業会計、高知県電気事業会計、高知県工業用水道事業会計及び高知県病院事業会計について審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であると認められたが、より一層の安定経営及び経営改善に向けて、次の点に関して意見を付した。

ア 流域下水道事業会計

- ・ 今後も、安定的かつ計画的な経営に取り組み、持続的なサービスの供給に努めるとともに、さらなる経営の効率化に努められたい。
- ・ 南海トラフ地震対策を含めた施設の老朽化対策については、経営戦略に基づき、計画的な取組を進められたい。

イ 電気事業会計

- ・ 安定的かつ健全な経営を維持するため、引き続き事業経営の効率化を図ると

ともに、水力発電施設の老朽化対策など、将来を見据えた事業展開の検討を進め、今後も営業利益の確保に努められたい。

ウ 工業用水道事業会計

- ・ 鏡川工業用水道の大口利用者の契約解除に伴う経営への影響を精査し、経営の効率化と施設の適切な維持管理に努められたい。
- ・ 今後の南海トラフ地震対策を含めた送配水管路などの施設の老朽化対策については、経営戦略に沿った取組を進められたい。

エ 病院事業会計

(ア) 高知県立病院第8期経営健全化計画の推進

○経営の健全化

- ・ 計画の初年度から目標を大幅に下回っており、大変厳しい経営状況となっていることから、強い危機意識を持ちながら、経営目標の達成に向けて取り組まれたい。
- ・ 医療機能の向上による経営の健全化については、引き続き、収益の安定確保及び経費削減に取り組み、より一層の経営改善に努められたい。
- ・ 医療人材の安定確保については、引き続き、医師、薬剤師、助産師などの医療スタッフの確保や専門性の向上、働き方改革に取り組まれたい。
- ・ 地域の医療機関との機能分化・連携強化を図りながら、病床機能や病床数のあり方など地域医療構想等を踏まえた県立病院の果たすべき役割の発揮や、地域医療を支えるためのネットワークづくりに積極的に取り組まれたい。

○南海トラフ地震対策

- ・ 災害時における医療機能の維持や医療救護に関する取組など業務継続計画の実効性を確保するとともに、地域の関係機関との合同訓練を行うなど、地域の災害拠点病院としての機能の充実・強化に努められたい。

○新興・再興感染症への対策

- ・ 引き続き、保健所などの関係機関と連携しながら、感染症対策の充実・強化に取り組まれたい。

○施設・設備の最適化

- ・ 地域の医療動向を踏まえた器械備品・設備等の整備と費用の平準化の両立を図るとともに、既存施設の長寿命化など施設・設備の適正管理に取り組まれたい。
- ・ 高額な医療機器などの購入・更新においては、保守管理を含めたトータルコストを念頭に置き、費用の総額を抑制するような契約方法を検討されたい。
- ・ 職員の業務負担の軽減や病院運営の効率化に向けて、さらなるデジタル化

の推進に努められたい。

(イ) 地域の中核病院としての役割

○あき総合病院

- ・ 引き続き、県東部の中核病院として、急性期医療機能の充実など、一層の医療体制の整備に取り組まれない。
- ・ 安芸地域において良質な医療サービス等を提供していくためにも、地域包括ケアシステムの機能の充実・強化を図り、地域の医療機関や介護福祉施設などとの連携を継続されたい。
- ・ 地域の医療機関への診療応援についても継続して取り組まれない。
- ・ 引き続き、県東部の周産期医療の充実など、今後の地域における医療ニーズを踏まえ、医療提供体制の検討を進められたい。

○幡多けんみん病院

- ・ 引き続き、地域完結型の医療を目指し、地域医療支援を充実させ、医療の質的向上を図るとともに、はたまるパートナーズにおいて医療機関相互間の機能分担及び業務の連携に取り組むなど、地域に根差した中核病院としての役割を着実に果たすよう努められたい。
- ・ 地域の急性期医療を担うという重要な役割の一方で、経営の健全化も目指す必要があることから、今後も地域の人口動向や医療機関の診療状況を踏まえつつ、医療ニーズに対応した医療提供体制の検討を進められたい。

6 基金運用審査

令和6年度における高知県自然保護基金、高知県文化基金及び高知県地域環境保全基金の運用状況について審査を実施した限り、重要な点において、基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていると認められた。

今後とも適正かつ効率的な運用に努め、一層の成果を上げるよう意見を付した。

7 健全化判断比率及び資金不足比率審査

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査した限りにおいて、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であると認められた。

健全化判断比率については早期健全化基準を、資金不足比率については経営健全化基準を、いずれも下回っていることが認められた。

今後も引き続き健全な財政運営に努めるよう意見を付した。

ア 健全化判断比率

(単位：%)

比率名	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	8.75	15.0
実質公債費比率	12.3	25.0	35.0
将来負担比率	178.4	400.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額及び連結実質収支額がいずれも黒字となっていることから、数値としては表示されない。

イ 資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	令和6年度	経営健全化基準
流域下水道事業会計	—	20.0
電気事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0
流通団地及び工業団地造成事業特別会計	—	20.0
港湾整備事業特別会計	—	20.0

(注) 各会計とも、資金不足額は生じておらず、数値としては表示されない。

8 例月出納検査

会計管理者、土木部長及び公営企業局長が管理する現金について、検査資料及び諸帳簿を毎月末に検査し、金融機関等の預金残高証明書等と照合した結果、令和7年3月及び5月から令和8年2月の各月末における15時半以降の入金分に係るものを除き、一致していると認められた。

9 内部統制評価報告書の審査

令和6年度高知県内部統制評価報告書について、高知県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行った結果、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると意見を付した。

10 参考

(1) 令和7年度監査委員

氏名	区分	就任年月日	備考
土森 正一	議員（非常勤）	令和7年4月1日	高知県議会議員
上治 堂司	議員（非常勤）	令和7年4月1日	高知県議会議員
奥村 陽子	識見を有する者 （非常勤）	平成30年4月1日	税 理 士
五百藏 誠一	識見を有する者 （常勤、代表監査委員）	令和4年4月1日	元 銀 行 役 員

(2) 過去3年間の状況

ア 定期監査

年度・監査結果 事務区分	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	指摘 事項	注意 事項	検討 事項	計	指摘 事項	注意 事項	検討 事項	計	指摘 事項	注意 事項	検討 事項	計
共通		3		3		5	2	7		2		2
収入事務	1	8		9	6	12		18	1	15		16
支出事務		41		41		94		94		57		57
契約事務	5	16		21	5	35	2	42	2	14		16
補助金の交付に 関する事務		3		3		1	1	2		1		1
財産・物品等管理 事務		6		6	1	5		6		10		10
土木・建築工事に 関する事務		12		12	2	6		8		20		20
計	6	89	0	95	14	158	5	177	3	119		122

イ 財政的援助団体等の監査

年度	団体の区分			計	監査結果			
	出資団体	指定管理者	補助金等 交付団体		指摘事項	検討事項	意見	勧告
4	6	9 (再掲1)	6 (再掲4)	21 (再掲5)	0	0	0	0
5	6	4 (再掲1)	7 (再掲6)	17 (再掲7)	0	0	0	0
6	11	4 (再掲3)	8 (再掲7)	23 (再掲10)	0	0	0	0

(注) 指定管理者、補助金等交付団体及び計には、再掲団体を含んでいる。

ウ 行政監査

年度	監査のテーマ	監査対象機関
4	防災に必要な資機材の管理について	知事部局、教育委員会、公営企業局、警察のうち災害応急対策等のために資機材を備蓄、整備している機関、危機管理・防災課及び南海トラフ地震対策課の計 21 機関
5	情報システムの運用・管理について	県が作成したシステムを運用する知事部局、教育委員会、公営企業局、警察の機関及びシステムの運用・管理に関する制度を主管するデジタル政策課の計 105 機関
6	プロポーザル方式による随意契約について	委託業務のうち、プロポーザル方式により契約の相手方を選定した知事部局、教育委員会、公営企業局及び公安委員会の計 57 機関